

2・2 大気汚染防止対策

2・2・1 船舶の排ガス規制

平成 17(2005)年 5 月、船舶の排ガスに起因する大気汚染の防止を目的とする海洋汚染防止(MARPOL)条約附属書VIが発効し、窒素酸化物(NO_x)および硫黄酸化物(SO_x)・粒子状物質(PM)の排出に関する規制が開始された。その後、平成 20(2008)年 10 月に開催された国際海事機関(IMO)第 58 回海洋環境保護委員会(MEPC58)において同条約附属書 VI 改正が採択され、NO_x 規制については、平成 23(2011)年から 1 次規制値より 15.5%~21.8%削減する規制値を導入(2 次規制)すること、および NO_x 排出規制に係る特別海域(NO_x-ECA)においては平成 28(2016)年から同 80%削減する規制値を導入(3 次規制)することとなった。

技術関連規定の検討

SO_x 排出規制に関して、一般海域で使用する船舶燃料油の硫黄分濃度は、現在 3.5 質量%以下とされているが、平成 32(2020)年からは 0.5 質量%以下への規制の強化が予定されており、当該規制に適合する十分な量の燃料油が市場に供給されるかなどについて、平成 30(2018)年までにレビューを行うこととなっている。

平成 26(2014)年 3 月の MEPC66 での検討の結果、レビューの実施方法等について通信部会(CG)を設置して関心国で審議を行うことが合意された。続く平成 26(2014)年 10 月の MEPC67 において、レビューの実施方法の枠組み(methodology framework)案について、未解決部分を含む形で、CG での議論の進捗状況が報告された。同会合では、CG による検討を継続し、平成 27(2015)年 5 月開催予定の MEPC68 において、その検討結果を報告することが合意された。